## 介護給付費通知に関する Q&A

質問 1 「介護給付費通知」とは何ですか?

回答1 この通知は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険に対する理解を深めていただくためのものです。 ※領収書や請求書ではありません。

質問2 何のデータを基に作ったんですか?

回答2 この通知は、サービスを利用した介護保険事業所からの介護保険請求を基に作成しております。したがって、当該期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合は、記載されておりません。また、第1号事業(新総合事業)利用分は含まれておりません。

<u>質問3</u> 介護給付費通知に記載されている利用者負担額が、事業所に支払った金額と違うのですが、なぜですか?

回答3 そういったケースもありえます。

この通知の中の利用者負担額には介護保険給付外のもの(通所サービスでの食費など)は含まれておりませんので、実際に支払った額と一致しないこともあります。また、各種減免制度を適用する前の金額ですので、実際に支払った金額と異なる場合もあります。

質問4 「居宅介護支援」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか?

回答4 「居宅介護支援」のサービスは、利用者負担額がO円になっています。このサービスは居宅サービス計画を立てるケアマネジャー業務に対する介護報酬です。この報酬は介護保険から全額支払われるもので、自己負担額はありません。自己負担がないサービスでも介護保険から給付されているのでお知らせしています。

質問5 サービス種類で「特定入所者介護」というのは何ですか?

回答5 「特定入所者介護」とは「特定入所者介護サービス費」のことで、介護保険施設に入所・入院した時の「食費」「居住費」とショートステイを利用した時の「食費」「滞在費」のことで、サービス費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。この「食費」「居住費(滞在費)」の利用者負担額は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額のご利用日数分の金額になっています。

**質問6** 介護給付費通知を確認したら、間違いや不明な点、利用した覚えのないサービスの記載があるのですが、どうすればいいですか?

回答6 まずは、サービス計画を作成しているケアマネジャーや記載されている事業所にご確認ください。それでもなお、利用の事実がない場合は、坂井地区広域連合へご連絡ください。

## 問合せ先

坂井地区広域連合 介護保険課 給付適正化係 〒919-0526 福井県坂井市坂井町上兵庫40-15

TEL:0776-91-3309(直通) FAX0776-72-3306